

JOCスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況に関する自己説明及び公表内容

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は2020年に向けて将来構想に定められた使命・3つの役割を果たすため、各種事業を実施している。</li> <li>・2022年から始まる3年間の中期計画を策定中。</li> <li>・中期計画の策定にあたっては、事務局職員で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、事務局会議、理事会等で幅広く意見を募っていく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 将来構想</li> <li>(2) JOC中期計画骨子 (2019年11月理事会資料)</li> </ul>
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記中期計画の策定と並行して人材の採用及び育成に関する計画も策定する予定</li> </ul>	同上
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。</li> <li>・財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している。また、事業計画の策定に際しては、関係の役職員からヒアリングを行っている。</li> <li>・これに加えて、上記中期計画の策定と並行して財務に関する計画も策定する予定。</li> <li>・マーケティング活動については、4年ごとに事務局職員及び外部有識者から構成する横断的な検討プロジェクトチームを設置し、マーケティング基本方針の見直し、重点施策等を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・会計処理規程</li> <li>・資金運用規則</li> <li>・特定費用準備金等取扱規程</li> <li>・事務局規程</li> <li>・マーケティング基本方針</li> </ul>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>・外部理事及び女性理事の目標割合については「役員候補者選考方法等に関する規程」において、それぞれ25%、40%と設定済み（現在はそれぞれ11.1%、18.5%）。女性役員については、2018年度より、スポーツ庁委託事業として「女性スポーツ推進事業 スポーツ団体における女性役員の育成事業」を実施、NFを含めた女性役員の育成支援を講じている。</p> <p>・外部理事の定義については、ガバナンスコードにおいては最初の就任時点で以下のいずれにも該当しない者を指すとされている。</p> <p>ア) 過去4年間の間に当該団体の役職員または評議員であった者、当該団体と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者であった者、当該団体の役員または幹部役員の親族である等、当該団体と緊密な関係である者、</p> <p>イ) 当該競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者、</p> <p>ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該競技の指導者として特に高い指導実績を有している者。</p> <p>統括団体であり、特定の競技のみを取り扱うわけではないという性質に鑑み、JOCとしては以下の者を除いた者を外部理事と定義する。</p> <p>－最初の就任時点で、直近4年間にJOCの役職員または評議員であった者、JOCの加盟団体の役職者である者、JOCの役員または幹部職員の4親等以内の親族である者</p> <p>－ただし、JOCの加盟団体の役職者であっても、役員候補者選考委員会により、法務、会計、ビジネス等の専門的知見による貢献を期待して推薦され、選任された場合には、外部理事としてカウントする。</p> <p>・目標の達成に向けた具体的な方策や人材の計画的な育成については、理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、令和3（2021）年度の役員改選時から段階的に適用に向けて検討を行う。（2020年11月をめどに理事会において方向性について決定する予定）</p> <p>その際、上記外部理事の定義についても、「役員候補者選考方法等に関する規程」に明記する。</p>	<p>(1) 役員候補者選考方法等に関する規程（※4月の理事会において規程の改正を審議）</p> <p>(2) 役員名簿</p>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・評議員については現在、その構成について定めた規程がないが、多様性の確保を図る観点から、規程を整備する予定。 ・ただし、具体的にどのような構成が望ましいか等については、令和5（2023）年度改選に向けて検討を行う。（2020年11月をめどに理事会において決定する予定。最終的に、評議員会で定款の変更。）（現在はそれぞれ13.1%、1.6%）	(1) 評議員名簿
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款45条に基づき、アスリート委員会を設置し、年1回以上開催している。 ・IOCが選挙により選出されたアスリート委員1名がNOCの理事会において投票権を有しなければならないと定めており、これに則ってアスリート委員長が学識経験者の枠で理事に就任している。 ・また、アスリート委員2名が学識経験者の枠で評議員に就任している。 ・アスリート委員会はアスリート委員会規程において、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」こととしている。 ・アスリート委員会の委員の過半数は選挙により選出されることとされており、多様性は確保している。さらに、アスリート委員会選出委員選挙規則において、夏季と冬季で選出委員の定数が定められており、選挙管理委員会をおき、厳正な選挙を実施している。	・定款 ・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会選出委員選挙選挙規則 ・アスリート委員会の委員名簿 ・過去4年分のアスリート委員会の議事録 ・オリンピック憲章28.1.3 ・オリンピック・アジェンダ2020 ・NOCアスリート委員会の設立に関するIOCガイドライン
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・統括団体としての役割を十分に踏まえたうえで、何が適正な規模であるかを検討する。理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、今後検討を行い、結論を得る。 （2020年11月をめどに理事会において方向性を審議する予定。遅くとも令和5（2023）年度の改正に間に合うよう議論を進める。）	現時点ではNA
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・「役員の定年に関する規程」において、日本国籍を有するIOC委員及びJSPO会長を除いては、役員は選任時においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。 ・ガバナンス・コードにおいては、「外部理事については、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる」としており、2020年11月を目途に理事選出の仕組みを検討する過程で必要に応じてこうした可能性も検討する。	(1) 役員の定年に関する規程

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること</p>	<p>・令和3（2021）年度の改選時から段階的に、コードの補足説明にある「激変緩和措置」の最終年度である令和5（2023）年度の改選時に全面的に再任回数の上限を適用できるよう、規程の整備に向けて検討を行う。</p> <p>（2020年11月をめぐりに理事会において方向性を固める。）</p> <p>・この際、例外的に再任回数の上限を認める場合の基準（ガバナンスコード）においても、「当該理事がIFの役職者である場合、及び当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現するうえで、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合」には、当該理事が10年を超えて在任することが考えられるとされている。これは「外部理事や外部評議員等により構成される役員候補者選考委員会において、客観的な視点を確保した上で、当該理事の実績、特別な事情の有無等について評価」することが求められており、その評価体制についても併せて検討を行う。</p>	<p>(1) 役員選任に関する規程等</p>
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること</p>	<p>・「役員候補者選考方法等に関する規程」において理事会とは独立した機関として役員候補者選考委員会を設置しているが、委員に外部有識者が含まれていない。このため、令和3（2021）年度改選に向けてあるべき構成を検討する。（2020年11月をめぐりに理事会において方向性を審議・決定予定）</p>	<p>(1) 役員候補者選考方法等に関する規程 (2) 役員候補者選定委員会名簿 (3) 役員候補者選定委員会の議事録</p>
<p>[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	<p>(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p>	<p>・各種規程等を整備している。</p>	<p>・役職員倫理規程 ・加盟団体規程</p>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、各種規程等を整備している。	・定款 ・事務局規程 ・加盟団体規程 ・役職員倫理規程 ・服務規程
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・個人情報保護方針 ・リスク管理規程 ・通報相談処理規程 ・事務局規程 ・文書処理細則
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・給与規程
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款第3章において、JOCの資産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。	・定款 ・会計処理規程 ・資金運用規則 ・特定費用準備資金取扱規程
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・IOCの定めるガイドライン等に則って、オリンピックに関する知的財産の保護、日本代表選手等の肖像利用についてのマーケティングガイドラインを作成し、周知を行っている。	・マーケティング・ガイドライン ・マーケティング委員会規程 ・事務局規程 ・会計処理規程 ・資金運用規則

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際総合競技大会派遣規程第2条において、JOCが大会等に派遣する選手等は理事会において日本代表選手団編成方針に従い認定することとしている。</li> <li>・また、日本代表選手団編成方針は、理事会で決議後、公表している(東京2020大会からはHP等に掲載している)。</li> <li>・加盟団体規程において、加盟団体に対してアスリートの権利保護や代表選手選考の判断基準を客観化し、その透明性を高めることを求めている。</li> <li>・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。</li> <li>・役職員倫理規程第3条において差別の禁止を定めているほか、通報処理相談規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。</li> <li>・加盟団体規程第9条において加盟団体が「アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること」を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際総合競技大会派遣規程</li> <li>・日本代表選手団編成方針</li> <li>・加盟団体規程</li> <li>・アスリート委員会規程</li> <li>・役職員倫理規程</li> <li>・通報相談処理規程</li> </ul>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JOCは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本原則については適用なし。</li> </ul>	NA
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルート を確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを日常的に得られる体制になっている。</li> <li>・役職員で法的知識を有している者はいるが、継続的にこういった人材をどのように配置していくかについては、理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかかわるものであることから、令和3(2021)年度改選に向けて検討を行う。(2020年11月をめどに理事会において方向性を決定する予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問弁護士契約</li> </ul>
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員倫理規程において、役職員倫理規程の実効性確保のために倫理委員会を設置することを定めている。</li> <li>・倫理委員会は独立委員会として設置し、少なくとも年1回以上は開催している。また、女性理事も配置している。</li> <li>・倫理委員会規程において、倫理委員会の役割や権限事項が明確に定められている。</li> <li>・コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定等について、2020年11月の理事会でその方向性について審議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員倫理規程</li> <li>・倫理委員会規程</li> <li>・倫理委員会委員名簿</li> </ul>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・倫理委員会の構成員には弁護士、学識経験者が含まれている。	・倫理委員会委員名簿
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員倫理規程において役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 ・職員に対しては令和元（2019）年度は6回のインテグリティ研修を実施し、コンプライアンス教育を行っている。 ・役員に対しては今年度以降は少なくとも年1回、コンプライアンス教育を導入する方向で検討する予定。	(1)役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2)直近に実施した職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・NFが実施する研修に対して、教材を提供する等の支援を行っている。 ・JOC強化指定選手・指導者や日本代表選手団に対してはアプリの使用や研修会の実施等を通してJOCとしてのインテグリティ教育を実施している。 ○強化指定選手向け：基礎研修 全8回、合宿等への講師派遣 全50回 ○指導者向け：ナショナルコーチに対する研修 全6回、講師派遣 全3回 (2020年3月12日現在)	・インテグリティ教育のプログラム、実施実績、参加者リスト等
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JOCは各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本原則は適用しない。	NA
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士、税理士、公認会計士、外部コンサルタントからの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。（顧問弁護士、週2回の弁護士事務所駐在、コンサルティング会社からの駐在） ・定期的な検証は、今後、中期計画のPDCAサイクルと合わせて行っていく。	・定款 ・顧問弁護士契約書 ・税理士業務顧問契約書 ・NF総合支援センター運営規程 ・弁護士業務契約書

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証憑書類等
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。</li> <li>・本会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを監事として選任している。</li> <li>・年間延べ40名を超える公認会計士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・会計処理規程</li> <li>・資金運用規則</li> <li>・特定費用準備金等取扱規程</li> <li>・役員候補者選考方法等に関する規程</li> <li>・独立監査人の監査報告書</li> <li>・監事による監査報告書</li> <li>・監事による業務の適正性の確保に関する監査報告書</li> </ul>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国費による補助金等に関して、関係省庁等による実地検査を受け、特段の指摘は受けておらず、適切に運用している。</li> <li>・日本スポーツ振興センター助成金については、本会を直接事業者、加盟団体を間接事業者として助成金を受けていることから、加盟団体が助成金等を適正に使用していけるよう、ガイドラインを作成し、取り組ませている。</li> <li>・NF総合支援センターを運営し、NFの会計処理を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間スポーツ振興費等補助金交付要綱</li> <li>・選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン</li> <li>・NF総合支援センター運営規程</li> </ul>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員名簿、評議員名簿、理事会議事概要をHPで開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所内に保存している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般法人法</li> <li>・公益認定法等</li> <li>・JOCホームページ</li> </ul>



原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会派遣前に実施する個別折衝で日本代表選手団編成方針を競技団体へ通達している。</li> <li>・大会派遣の際に作成する選手団ハンドブック、報告書等に日本代表選手団編成方針を掲載している。</li> <li>・東京2020大会からは、日本代表選手団編成方針をHPで公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各大会選手団ハンドブック</li> <li>・各大会報告書</li> </ul>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JOCのガバナンスコードの遵守状況を速やかにHPで公表。</li> </ul>	
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員倫理規程第4条第1項において「役職員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用してあつせん、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない」こととしている。</li> <li>・従来は、契約については会計処理規程第5章に基づき、適切な手続きのもとに進めてきたほか、利益相反が疑われる場合には個別判断をしてきた。</li> <li>・令和2（2020）年度11月を目途に利益相反ポリシーを策定し、その規程に基づき、適切に管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員倫理規程</li> <li>・会計処理規程</li> </ul>
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2（2020）年度11月を目途に利益相反ポリシーを作成し、ルールの明確化を行う。</li> </ul>	

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報相談処理規程により、JOC強化指定選手、JOCが委嘱する強化スタッフ、JOC並びに加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、HP等において周知を行っている。</li> <li>・ 通報相談処理規程第3条及び第5条において、相談内容に関する守秘義務を定めている。</li> <li>・ 同規程第10条において相談者に対する不利益な取り扱いを禁じている。</li> <li>・ 役職員に対して研修を実施し、通報に関する意識づけを周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報相談処理規程</li> </ul>
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報相談窓口は外部の弁護士となっており、また、通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報相談窓口設置要綱</li> <li>・ 倫理委員会委員名簿</li> </ul>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職員倫理規程第6条において、役職員が倫理規程に違反した場合の調査等の手続きを定めている。</li> <li>・ 理事については定款第25条において職務上の義務違反や心身故障のため職務執行に支障がある場合等については評議員会の決議によって解任できることとしている。</li> <li>・ リスク管理規程において、役員の懲戒の種類、手続き等については職員服務規程第34条を準用することとしている。</li> <li>・ 国際総合競技大会派遣規程第11条において、選手、選手団役員の処分について定めている。</li> <li>・ 職員については、服務規程第34条において懲戒の種類、手続きを定めている。同規程には、査問委員会を設けることも明記している。</li> <li>・ 服務規程において処分結果等の告知手続き等について定めている。</li> <li>・ 処分結果の通知・不服申立等の告知手続きの明示方法については、各種規程との整合性を図るよう検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> <li>・ 役職員倫理規程</li> <li>・ リスク管理規程</li> <li>・ 服務規程</li> </ul>
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> <li>・ 役職員倫理規程</li> <li>・ リスク管理規程</li> <li>・ 服務規程</li> <li>・ 倫理委員会規程</li> <li>・ 倫理委員会委員名簿</li> </ul>
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年6月19日のJOC理事会において、競技に関してJOCが決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすることを決議している。</li> <li>・ 加盟団体規程第9条において、加盟団体はスポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁申し立てに対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表することを求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会議事録</li> <li>・ 国際総合競技大会派遣規程第12条</li> <li>・ 規程「競技者の不服申立について」</li> </ul>
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。</li> <li>※ 不服申立等の告知手続きについて、検討し、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本スポーツ仲裁機構のHPにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表されている。</li> </ul>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理については常勤の役員（会長、専務理事、常務理事、事務局長）が担当することを常務理事会で決定している。</li> <li>・リスク管理規程を定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</li> <li>・不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れは現在のリスク管理規程には含まれていないことから、今後、危機管理担当の役員で検討を行い、東京2020大会までに理事会の承認を得る。必要に応じてリスク管理規程とは別に、不祥事に特化した危機管理マニュアルの策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理規程</li> </ul>
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理規程第11条から第14条において、特定の緊急事態が発生した場合には、会長を室長とする緊急対策室を設置し、情報収集、原因究明を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理規程</li> </ul>
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JOCでは、過去4年間に於いて、JOC不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会規程</li> <li>・倫理委員会委員名簿</li> </ul>

原則	審査項目	JOC自己説明	関連規程、証書類等
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>・加盟団体規程において、加盟の要件、加盟団体の権利、義務及びJOCが加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導・助言をすること、説明等を求めること、理事会の決議により処分を行うことができることを規定している。</p> <p>・新たに加盟団体規程にガバナンスコードに基づく自己説明、適合性審査を義務づける条項を追加、それに対応するため、統括団体としてNFに助言を行ったり、NF総合支援センターを通じた支援を行っている。</p>	<p>・加盟団体規程</p> <p>・NF総合支援センター運用規程</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>・各種会議や研修会を通じてNFへの情報提供を行うとともに、NF総合支援センターを通じて法律、会計等のサポートを実施している。</p> <p>①NF総合支援センター研修業務（役員向け、実務職員向け）</p> <p>②NF会長会議</p> <p>③総務本部フォーラム</p>	<p>・NF総合支援センター運用規程</p>